

地域指定年度	平成17年度
計画策定年度	平成18年度
計画見直し年度	平成24年度
	平成29年度
	令和4年度

# 一関農業振興地域整備計画書

令和5年9月

岩手県一関市

# 目 次

## 第1 地域の振興方向

- 1 振興の方向…………… 1
  - (1) まちづくりの基本方向…………… 1
  - (2) 基本的な農業振興…………… 2
  - (3) 本市の農業生産…………… 2
- 2 計画の特色…………… 4

## 第2 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向…………… 7
  - (1) 土地利用の方向…………… 7
    - ア 土地利用の構想…………… 7
    - イ 農用地区域の設定方針…………… 9
  - (2) 農業上の土地利用の方向…………… 10
    - ア 農用地等利用の方針…………… 10
    - イ 用途区分の構想…………… 11
    - ウ 特別な用途区分の構想…………… 12
- 2 農用地利用計画…………… 12

## 第3 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向…………… 13
- 2 農業生産基盤整備開発計画…………… 16
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連…………… 16
- 4 他事業との関連…………… 17

## 第4 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向…………… 18
  - (1) 災害からの農地保全…………… 18
  - (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止…………… 18
  - (3) 土地改良施設の維持管理…………… 18
- 2 農用地等保全整備計画…………… 19
- 3 農用地等の保全のための活動…………… 21
  - (1) 災害からの農地保全…………… 21
  - (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止…………… 21
  - (3) 鳥獣被害の対策…………… 21
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連…………… 21

第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	22
	（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	22
	（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	25
	（1）地域での話し合いによる地域計画の策定	25
	（2）農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化	25
	（3）集落営農組織の設立及び法人化に向けた支援	25
	（4）認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成・確保	26
	（5）農業者の経営管理能力の向上支援	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第6	農業近代化施設の整備計画	
1	農業近代化施設の整備の方向	27
2	農業近代化施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	30
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	30
3	農業を担うべき者のための支援の活動	30
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	32
3	農業従事者就業促進施設	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
第9	生活環境施設の整備計画	
1	生活環境施設の整備の目標	33
2	生活環境施設整備計画	33
	（1）生活環境施設の整備	33
	（2）農村との交流の促進	33
	（3）美しい農村景観の保全	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
第10	附図	37

別添

- 1 土地利用計画図 (附図 1 号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)

# 第1 地域の振興方向

## 1 振興の方向

### (1) まちづくりの基本方向

本市は、平成 17 年 9 月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の 1 市 4 町 2 村が合併し誕生、その後、平成 23 年 9 月に藤沢町と合併し、現在の「一関市」となった。

本市を取り巻く社会情勢は大きく変化を続け、人口減少の進行や高齢化社会の到来など、時代の変化に対応した取組が求められている。社会情勢や市民ニーズの変化を的確に把握しながら、市民と行政が課題や将来像を共有し、これまで以上に協力してまちづくりに取り組む必要がある。

本計画は、こうした状況を踏まえたうえで、総合的な土地利用計画の見直しを行うとともに、農村の活性化や他産業との関わり等を考慮しながら、今後 10 年間の農業振興の方向を定めるものであり、その策定にあたっては、一関市総合計画基本構想に掲げた、まちの将来像「**みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関**」を実現するため、次の 5 つの目標に基づいた農業振興を図るものとする。

#### 1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

#### 2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

#### 3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

#### 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取組を推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

## 5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取組を進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

## (2) 基本的な農業振興

本市の農業経営は小規模な農業経営が多く、農業従事者の減少と高齢化が進む中、集落営農の組織化は進んでいるものの、担い手が不足し、農産物の販売額の減少、また、農地の遊休化も進行するとともに、農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されている。

こうした状況に対処するため、地域のあるべき姿や、地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）を各地域や集落において作成し、農地の集積・集約化、機械施設の効率的利用による低コスト化等を行い生産性の高い農業経営の目標を掲げ、その実現に向けた取組を展開している。

また、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化等に取り組むこととされた。

今後は、農地中間管理事業の活用等により、地域計画やリーディング経営体について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

併せて、地域計画の実現に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、認定農業者の農業経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

新規就農者の育成については、一関地方農林業振興協議会（市、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体で構成）の「新規就農トータルサポートシステム」により、研修から就農までを支援する。

## (3) 本市の農業生産

本市の農業は、自然条件と地域の特性を生かし、水稻を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等

を組み合わせた複合経営を展開するとともに、基盤整備事業、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。

また、本市の主要な農畜産物としては、米、トマト、なす、きゅうり、ピーマン、小ぎく、りんどう、りんご、しいたけ、肉用牛、生乳、鶏、豚があり、各品目とも東北有数の産地となっている。今後も安全で良質な農畜産物を安定的に生産し、消費者から信頼される産地づくりを推進するとともに、地産地消・地産外商による販路拡大に向けた生産者支援を進め、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指す。

## 【作目別の取組】

### ① 水稲

令和4年度産主食用米の作付実績は、生産目安5,352haに対し、作付面積5,174ha、作付率96.7%となっている。

主食用米は「ひとめぼれ」を中心として、安全で安心な良食味米の安定供給を第一に、特別栽培米や有機栽培米、天日乾燥米、天水田米など、地域の特色を生かした米づくりを継続し、他産地との差別化と実需者との継続的な結びつきを深め、需要の安定確保を図る。また、本県のオリジナルブランド米である「金色の風」、「銀河のしずく」の拡大とAS I A G A Pの認証継続により、産地ブランド力の強化を図る。

さらに、生産者の経営安定を図るため、直播栽培やスマート農業技術等の生産技術の普及を促進する。

### ② 園芸、麦、大豆、飼料作物

園芸のうち野菜については、振興作物であるトマト、きゅうり、なす、ねぎ、いちご、ピーマンを中心に、安全安心な作物を安定的に生産できるよう、生産技術の確立に努めながら栽培面積を拡大し、消費者から支持されるブランド産地の確立を目指す。

また、新たな園芸品目の産地化を目指し、西洋野菜の試験栽培と西洋野菜の栽培に取り組む生産者を育成するとともに、中山間地域等での農地保全や特産品開発を目指し、ナタネ、エゴマ等の栽培に支援するなど、雑穀等の地域に適した農林産物の生産振興を図る。

花きについては、県内一の作付面積を誇る小ぎく産地の強化を目指し、生産技術の均一化による高品質安定生産を図り、りんどうについては、計画的に株の更新を進め、高品質安定生産を図る。

一関地方農業再生ビジョン（一関地方農業再生協議会策定）に基づき、土地利用型作物である麦、大豆、W C S用稲及び飼料用米等の飼料作物の生産を振興し、水田農業の振興を図る。

### ③ 果樹

りんごを中心に優良品種への改植により生産基盤を強化するとともに、適正な栽培技術の普及を促し、低コスト・高品質安定生産を図り、担い手を中心とした活力ある産地の確立を目指す。

### ④ 畜産

酪農及び肉用牛生産は、本市農業の基幹部門として農業産出額の7割を占め、中山間地域・土地利用型畜産として重要な位置を占めている。

今後は、酪農や肉用牛経営における収益力の向上、強固な生産基盤を構築し、国際競争力の強化を力強く進めるため、畜産農家をはじめとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みをフルに活用し、生産コストの削減・規模拡大を進めるとともに、公共牧場やコントラクターを活用し生産力の強化を図り、安全・安心な地域の特色を活かした畜産の生産振興により、豊かなめぐみが育む一関のブランドづくりを目指す。

酪農は、生乳流通の安定とコスト低減を図るため、指定生乳生産者団体が主体となって行う地域ごとの生乳生産量及び処理量、輸送距離等の集送乳体制の整備を推進する。

肉用牛は、いわて南牛ブランドのさらなる確立に向け、常時、安定的に首都圏及び県内へ出荷する飼養頭数を確保するとともに、県内でのと畜頭数を増やすことで、市場関係者、卸売業者、レストランなどへの働きかけを強め、有利販売と販路の拡大に努める。

#### ※ 農林産物の放射性物質測定について

東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質がもたらす農林産物等への影響について、安全性の確認と市民の不安を解消するため、市民が市内で生産又は採取した農林産物について、放射性物質測定を実施し、その測定結果を毎月市のホームページで公表（測定依頼者の同意分のみ）し、食の安全安心の情報を発信している。

## 2 計画の特色

本計画では、農業振興や農村が持つ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図るための土地利用の方向を定めるとともに、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、各種施策に取り組む。

また、本計画は、一関市総合計画基本構想に基づく一関市総合計画後期基本計画（令和3～7年度）との整合性を図るもので、後期基本計画における施策の展開は次のとおりである。

### (1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ① 新規就農者の確保のため、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者、集落営農組織などに対し、研修の機会を設けながら、経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。
- ③ 地域農業経営基盤強化促進計画の話合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図ります。
- ④ 本市の農林業の魅力を様々な機会を通じて市内外にアピールし、市内農家出身者はもちろんのこと、首都圏等からの移住や非農家出身者などの雇用就農を含む新規就農者の確保を図ります。
- ⑤ 次代の担い手確保のため、児童、生徒から学生に至るまで、農業体験など段階的に農業の魅力を体感する機会や、農業の果たす役割・大切さを伝える機会の創出に努めます。
- ⑥ 女性就農者が働きやすい環境の整備を推進します。

### (2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支える担い手の育成を図ります。
- ② 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。

③ ロボット技術や情報通信技術（ICT）、IoT、AIを活用した「スマート農業」を導入することにより、農作業の省力化や高品質生産などを推進します。

**(3) 農業の有する多面的機能の発揮**

① 農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援します。

② 水路の泥上げや補修、修繕、農道の維持など、農村環境の整備に対し、地域の共同の取組を推進します。

③ 有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組と併せた堆肥の施用など、環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

**(4) 農村コミュニティの活性化**

① 農地保全への取組と併せ、農村地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。

② 多面的機能支払制度などに取り組み、人が集い相談や共同作業を行うことにより、農村地域活動の持続と活性化を図ります。

③ 農村地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図ります。

④ 外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村コミュニティの活性化を図ります。

**(5) 農林水産物の生産、販売支援**

① 食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。

② 産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。

③ 地域資源を生かした6次産業化や農商工連携事業に取り組む農業者や商工業者を支援します。

④ 地産地消・地産外商を推進し、販路拡大に向けた生産者のビジネス展開につながる支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。

⑤ アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニなどの生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援などにより内水面漁業振興を図ります。

**(6) 鳥獣による農作物被害防止対策の推進**

① 農作物への鳥獣被害軽減を図るため、鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用した被害軽減施策を推進します。

② 西磐猟友会や東磐猟友会と連携し、適期かつ効率的な有害鳥獣の捕獲活動に取り組みます。

③ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟免許取得者の確保に努めます。

④ 市民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみによる鳥獣被害防止の取組が講じられるよう啓発活動の強化に努めます。

**(7) 森林の適正管理と利活用**

① 林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入などによる林業経営体の育成や担い手の確保、森林施業に必要な林道などの適切な維持・管理に努めます。

② 森林の持つ水源のかん養、生物多様性の保全など、公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐などの森林整備を実施するとともに、荒廃した森林が増加しないよう伐採後の再生林を推進し、森林資源の循環を図ります。

③ 森林環境譲与税の活用、森林経営管理法による新たな森林管理システムの推進により、多様で健全な森林へ誘導することによる森林の保全、木材利用の促進や普及啓発を図ります。

**(8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用**

① 未利用材を、地域内の公共施設や民間施設で木質バイオマスとして有効活用する取組を推進することにより、林業の振興やエネルギーの地産地消の推進に努めます。

② 市民の参画のもと、山林内から未利用材を搬出して燃料用チップや薪などに活用する取組を推進し、新たな価値を創出することにより、持続可能な取組につなげていきます。

- ③ 薪ストーブの普及と地域内で生産される薪の安定的な取引の仕組みを作り、地域に根差した木質バイオマスの活用を促進します。

**(9) 森林と市民との関わりの創出**

- ① 森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全を推進し、子どもたちが自然を学び、市民が心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ② きれいな水、潤いのある水辺、水資源を育む水源を守るため、地域住民やボランティア団体と協力しながら、森林の機能維持を目指します。
- ③ 里山などの身近な森林は、人と自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、その魅力と機能の維持増進を図り、活用と保全に努めます。
- ④ 地域住民や緑の少年団などを対象にした植樹活動の機会を通じて、木を植えることの大切さと地域資源の循環に対する理解を深めます。

## 第2 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

###### ① 地域の位置、自然条件

本市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県栗原市及び同登米市、東は陸前高田市、気仙郡住田町、宮城県気仙沼市、西は奥羽山脈をへだてて秋田県雄勝郡東成瀬村、北は西磐井郡平泉町及び奥州市と接しており、東西は約 63 キロメートル、南北は約 46 キロメートル、総面積は、1,256.42k㎡となっており、県内では宮古市に次ぐ広大な面積を有している。

気候は、気温の日較差、年較差が比較的大きく、内陸型の特徴を示していますが、岩手県内では比較的温暖な地域となっており農業に適した気候である。

###### ② 人口及び産業別就業者数の状況

国勢調査による人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在が 121,583 人 (43,046 世帯)、令和 2 年 10 月 1 日現在が 111,932 人 (42,232 世帯)、5 年間で 9,651 人の減少となっており、今後も減少が続く見通しである。

国勢調査による産業別就業者 (15 歳以上) 数は、平成 27 年 10 月 1 日現在が 60,063 人、内訳は第 1 次産業 7,939 人 (13.2%)、第 2 次産業 18,078 人 (30.1%)、第 3 次産業 33,328 人 (55.5%)、令和 2 年 10 月 1 日現在が 57,707 人、内訳は第 1 次産業 7,055 人 (12.2%)、第 2 次産業 17,247 人 (29.9%)、第 3 次産業 33,405 人 (57.9%)、5 年間で 2,356 人の減少、第 1 次産業の減少と第 3 次産業の増加が続いており、今後も同様の傾向が続く見通しである。

###### ③ 土地利用の状況

農業振興地域の面積は、本市の総面積 125,642 ha のうち 90,271ha を指定しており、広大な森林や農地を有する本市において、第 1 次産業は基幹産業として重要な役割を担っている (内訳は次ページ表のとおり)。

###### ④ 土地利用の方向性

土地は限られた資源であるとともに、現在や将来にわたって市民の生活、生産活動の基盤としてかけがえのない財産である。

本計画では、農業振興や農村が持つ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図るため、次のとおり土地利用の方向を定め、効率的な活用を推進する。

###### a 農用地

本市は、平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

###### I 土地利用型作物

スマート農業技術や直播栽培技術などを活用した水稻の低コスト生産、水田を中心とした麦・大豆・飼料作物等による土地利用型作物の計画的な作付けによる水田の高度利用を図る。

## II 園芸等

水田等を活用し、園芸の生産拡大を図る。中山間地域においては、夏季の冷涼な気象条件を活かし、花きや地域特産物の生産拡大を図る。

## III 畜産

水田等も活用した良質の飼料生産を促進し、畜産の生産振興を図る。中山間地域においては、公共牧場や耕作放棄地を活かした大家畜の飼養拡大を図る。

### b 森林・原野

木材生産等の経済機能のほか、水源かん養・自然環境保全等の公益的機能を有するため、森林の機能を発揮させるため、森林の整備及び保全を図る。

### c 住宅用地

都市計画区域内（住居系地域）又は農用地区域外（白地地域）への誘導を行い、農用地区域内は農振法第13条第2項の要件を全て満たす場合に限り、事業計画者との調整を図る。

### d 工場用地

都市計画区域（工業系地域）又は農用地区域外（白地地域）への誘導を行い、農用地区域内は農振法第13条第2項の要件を全て満たす場合に限り、事業計画者との調整を図る。

## ⑤ 土地利用の目標

令和4年現在、農業振興地域の農用地 21,539ha のうち 2,521ha が農用地区域外（白地地域）である。今後、商工業の発展や住宅地の需要拡大等を見込み、工場用地や住宅用地等、他の用途区分への活用も含めた土地利用を図る。

### 農業振興地域

(単位:面積 ha、比率 %)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅用地		工場用地		その他		計	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
現在	21,539	23.9	145	0.1	61,880	68.6	2,198	2.4	121	0.1	4,388	4.9	90,271	100.0
目標	21,410	23.7	175	0.2	61,642	68.3	2,154	2.4	121	0.1	4,769	5.3	90,271	100.0
増減	△129	—	30	—	△238	—	△44	—	0	—	381	—	0	—

※ 現在は令和4年、目標は令和12年（市農政課推計）

※ 面積は白地地域を含む

※ 工場用地は農村産業法等に基づく計画面積（都市計画区域を除く）

※ 混牧林地は該当なし

## イ 農用地区域の設定方針

### ① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

次の a～c に該当する農用地は、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地で、一定の規模（10ha 以上）のもの
- b 土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
- c 果樹又は野菜の生産団地の形成その他農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地（ただし、集落介在農地又は山間介在農地の要件に該当する土地を除く）

### ② 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

かんがい排水施設及び農道等は、隣接する農用地の用途区分に従い、農用地区域を設定する。

### ③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

次の a～b に該当する農業用施設用地は、農用地区域を設定する。

- a 農用地区域を設定した農用地に隣接するもの
- b 次に掲げる一定の規模（2 ha 以上）の農業用施設用地

農業用施設の名称	位置	面積 (ha)	農業用施設の種類
いわて平泉農業協同組合 第2、第3ライスセンター	萩荘字越河	2	穀類共同乾燥調製施設
鈴木ファーム	滝沢字二ノ沢	4	畜舎
(株)フリーデン 一関種豚センター	萩荘字八瀬	4	畜舎、管理舎等
(株)オヤマ	萩荘字下大桑	12	鶏舎、管理舎等
(有)萱農場	大東町大原字樽原	4	畜舎、管理舎等
いわて平泉農業協同組合 水稻育苗センター	大東町大原字館下	2	育苗施設
室根高原牧野	大東町大原字山口	4	畜舎、管理舎等
(株)フリーデン 大東農場	大東町大原字当摩	3	畜舎、管理舎等
(有)うしちゃんファーム 奥州岩手センター	千厩町小梨字中ノ沢	5	畜舎、管理舎等
東山養豚団地	東山町長坂字長平	3	畜舎、堆肥舎、糞尿処理施設
(株)オヤマ	室根町折壁字愛宕下	7	食鳥処理加工施設等
JA北日本くみあい飼料(株)	藤沢町黄海字深堀	24	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)アーク	藤沢町黄海字上中山	14	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)日高見牧場	藤沢町大籠字門ノ沢	8	畜舎、堆肥舎、管理舎等
(株)ファームランド藤沢	藤沢町藤沢字榴	3	鶏舎
(株)オヤマ	藤沢町黄海字京ノ沢	3	鶏舎、管理舎等
計		102	

### ④ 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、自然条件と地域の特性を活かし、水稻を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせた複合経営を展開するとともに、基盤整備事業、農地中間管理事業の活用、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。

土地利用型農業については、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業のほか、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業を活用することにより、利用権の設定等及び農作業受委託を促進し、経営規模の拡大、農用地の面的利用集積を進める。

特に、麦・大豆・飼料作物等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。

また、地域の立地条件に応じて、野菜・花き等の高収益作物の導入による経営規模の拡大と収益向上を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路の拡大等、経営の高度化・多角化を促進する。

農用地区域

(単位：ha)

区分 地区	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設 用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
市 全域	19,018 (18,100)	18,903 (17,991)	△115 (△109)	0	0	0	0	0	0	145	167	22	19,163	19,070	△93	0

※ 現況は令和4年、将来は令和12年（市農政課推計）

※ （ ）内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積

## イ 用途区分の構想

### 【各地域の取組】

#### ① 一関地域

一関遊水地内の農用地 847ha（第1地区 723 ha、第3地区 124ha）は、県営経営体育成基盤整備事業が平成 27 年度に全て完了した。現在、大区画に整備された高生産性水田農業地域として利用されており、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の定着・拡大や園芸作物等の高収益作物の導入を推進する。

東部地区は、須川地区国営総合開拓パイロット事業で造成された農用地 710ha について、水田はうるち米・もち米の生産団地として売れる米づくりに取り組み、樹園地はりんご・ぶどう等の栽培を行っている。それぞれ一連の機械作業が可能なため、一関遊水地内の農用地とともに効率的な活用を推進する。

西部地区は、磐井川流域の平地地域について、水田としての利用を図るほか、中山間地域の緩傾斜地等について、水稻・畜産・野菜・花き等を組み合わせた複合経営により効率的な活用を推進する。

そのほか、ブランド力向上と差別化を図るため「金色の風」、「銀河のしずく」の栽培を拡大し、安全・安心の証明であるGAPの取得をはじめ、農協管内での食味コンクールを継続開催し、産地力の向上に努め、水田農業の振興を図る。

#### ② 花泉地域

金流川・夏川・北上川・刈生沢川の沿岸を中心とした平地地域と、それに連なる緩傾斜地に農地が分布している。

平地地域のは場整備は、ほぼ完了している。は場整備地区は水稻の作付けを基本とし、汎用化や大型機械化の体系を構築しながら、園芸品目の拡大を推進する。

緩傾斜地は、小規模に分散している農地について、用排水施設等の整備を検討するほか、水田を中心としながら田畑転換の利用を推進する。

#### ③ 大東地域

平地地域は、昭和 50 年代までにはは場整備を実施し、5a 区画の整備がほぼ完了している。は場整備地区は水稻の作付けを基本とし、ホールクロップサイレージや飼料用米の集積化による耕畜連携を推進する。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、県営は場整備事業により安定した生産基盤の整備に努める。また、中山間地域の特徴を活かした有機米・天日米・棚田米等の付加価値の高い水田農業や、畜産・園芸を組み合わせたバランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

#### ④ 千厩地域

千厩川上流の 186ha のは場整備地区は、水稻及び飼料用米を中心に作付けしているが、飼料作物等の導入や利用集積による団地化を推進する。

千厩川・大平川流域に散在する狭あいな農地は、草地を活かしコントラクター事業を活用した畜産の振興や、トマト・小ぎく等を中心とした高収益作物の振興により、計画的な土地利用でバランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

#### ⑤ 東山地域

砂鉄川・猿沢川・山谷川流域に水田が開け、水稻を中心に作付けしている。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、きゅうり・ピーマン・トマトを中心とした園芸品目の拡大を推進するとともに、草地として活用し畜産を振興することにより、バランスの取れた複合経営を目指し、農地の効率的な利用を図る。

#### ⑥ 室根地域

農地は大川・津谷川等の流域と、山林に入り組んだ沢状の分布となっている。

平地地域は、生産基盤の整備を図りながら、水稻の作付けを中心とした利用を図る。

沢沿いの農地や丘陵地は、小規模に分散している田畑が多いことから、トマト・小ぎく・りんどう等の振興作物の導入を推進するとともに、草地等として活用し遊休化を防止しながら、効率的な利用を図る。

山間に散在する畑地の多くは、採草地として活用されており、耕畜連携を推進する。

#### ⑦ 川崎地域

平地地域は、水田を中心とした利用を推進し、環境に配慮して栽培した「メダカ米」や飼料用米等の作付けにも取り組むとともに、トマト・きゅうり等の振興作物の導入により高収益化を推進する。

中山間地域は、将来を見通した集落戦略の策定を推進し、日本型直接支払制度等の活用により農地の保全を図る。

#### ⑧ 藤沢地域

北上川・黄海川の一級河川沿いを中心とした平地地域の 330ha と、中山間地域の沢沿いの 706ha に分布している。

水田は、多面的機能が発揮されるよう、水稻と他作物の組みあわせによる効率的な利用を推進する。

畑地は、国営農地開発事業地区の 380ha 及び県営事業関連受益地の 203.9ha が中心であり、りんご・施設野菜（ピーマン・きゅうり・トマト等）の栽培を推進し、積極的な活用を図る。

### ウ 特別な用途区分の構想

#### ① 本寺地区の景観農業振興地域整備計画

一関地域の本寺地区の農用地 90ha は、国の重要文化的景観の「一関本寺の農村景観」として、平成 23 年 6 月に世界遺産登録された「平泉の文化遺産」の拡張登録を目指す地区内にあり、景観保全と営農の両立を目指した景観保全農地整備事業を実施（平成 25 年完了）した。

特に、現在の水田区画や用排水路を極力保った水田農業を中心とした営農と、都市住民との交流等による付加価値を高めた営農構想を示すため、景観農業振興地域整備計画を策定しており、農村景観と調和のとれた水田農業の継続のため、荘園ブランドの確立と 6 次産業化等を推進する。

## 2 農用地利用計画

別図のとおり

### 第3 農業生産基盤の整備開発計画

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

広大な農地や森林を有する本市において、農業は基幹的産業として重要な役割を担っており、農家は水稻を中心に畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせた複合経営を展開している。

現在、農業従事者の減少と高齢化、担い手不足等が課題となっているなか、原油価格・物価高騰の影響に伴う生産資材等の高騰により、農家は厳しい経営環境に置かれている。

営農継続のためには農業生産基盤の整備が必要であり、合意形成が図られた地区については、さらに効率的な農作業が実現できるよう基盤整備事業を推進し、整備規模に応じて、国の「農業競争力強化農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」等を活用し、区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積や農業用機械の共同化、スマート農業の導入促進に取り組むとともに、集落営農組織の法人化等を推進する。

また、基盤整備とあわせ、販路の確保や営農定着等の計画策定を組みあわせた支援を行うとともに、農地中間管理事業を活用した利用集積や園芸作物等の高収益作物への転換を推進する。

国の事業の要件を満たさない場合は、県の「いきいき農村基盤整備事業」を活用し、中山間地域や平地地域の多様な農業者の営農継続・向上が図られるよう地域の実情に応じた簡易な基盤整備を支援し、これらの国や県の事業の活用とあわせ、市の「小規模基盤整備事業」を実施し、担い手への集積・集約化に取り組む。

#### 【各地域の取組】

土地基盤整備事業は、各地域において次のとおり計画している。

##### ① 一関地域

・令和6年度採択予定 富沢地区 87ha

一関遊水地内の農用地 847ha（第1地区 723 ha、第3地区 124ha）は、県営経営体育成基盤整備事業が平成27年度に全て完了した。現在、大区画に整備された高生産性水田農業地域として利用されており、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の定着・拡大や園芸作物等の高収益作物の導入を推進する。

本寺地区の農用地 90ha は、国の重要文化的景観の「一関本寺の農村景観」として平成23年6月に世界遺産登録された「平泉の文化遺産」の拡張登録を目指す地区内にあり、景観保全と営農の両立を目指した景観保全農地整備事業を実施（平成25年完了）した。

中山間地域は未整備地区が多く、地域計画の中で明確化された中心経営体を中心とした農業生産基盤となるよう、土地の利用条件を整備する。

畑地は、土壌改良を進め生産量の向上を図る必要があるほか、整理可能な区域は集団化を図り、機械化作業が効率的に行われるよう取り組む。

草地は、須川牧野の活用を促し、畜産農家の飼料基盤の整備を図る。

##### ② 花泉地域

・令和9年度までの採択予定なし

日形地区の農用地 117ha は、令和3年度に県営経営体育成基盤整備事業が完了した。

中心経営体を育成するうえで、その基本となるのが土地利用型作物の代表である水稲の生産基盤の整備であり、特に金流川・夏川・北上川流域の水田は、整備されたほ場を活用していく。

畑地は、本地域の立地条件では連担的なほ場整備は困難なため、当面は既存農地に集約した施設整備を進め、野菜・花き等の生産振興を図る。

そのほか、農業用水の多くをため池等に依存しているため、老朽化したため池の改修事業を進め、安定した農業生産基盤を構築する。

### ③ 大東地域

- ・平成 26 年度採択 霞沢地区 37ha
- ・令和 3 年度採択 新山南地区 72ha
- ・令和 7 年度採択予定 興田地区 97ha

本地域の農業用水は、沢水・河川・ため池が水源となっているが、時期によって用水量が不足する状況にあるため、安定的な用水確保に努める必要がある。

草地は、室根高原牧野の活用を促し、畜産農家の飼料基盤の整備を図る。

### ④ 千厩地域

- ・平成 26 年度採択 清田地区 66ha
- ・平成 29 年度採択 仏坂地区 26ha
- ・令和元年度採択 上奥玉地区 49ha
- ・令和 7 年度採択予定 小梨地区 166ha

千厩川・大平川水系に属する支流で農地が小規模に分散し、農業生産基盤が零細である。

水田は、61%にあたる 664ha が基盤整備事業により整備されているが、未整備地区も多いことから各種事業の導入により整備を進め、作業効率や作業環境の改善を図る必要がある。

### ⑤ 東山地域

- ・令和 9 年度までの採択予定なし

本地域は水稲を中心とした農業経営であるが、野菜・花き・畜産等を組み合わせた複合経営を目指すためには、生産性を向上させ、特色ある営農の展開を図る必要がある。

現在、水田は 30 a 以上の区画の基盤整備がほとんど行われておらず、10 a 区画や未整備となっている。また、畑地は多くが傾斜地に散在し、農道が未整備のため機械化作業が困難な土地も多く、作業効率が低い。

今後、未整備のほ場は農道整備による作業能率の向上や、ほ場整備による機械作業の効率化を図る必要がある。

### ⑥ 室根地域

- ・令和 9 年度採択予定 上折壁地区 45ha

水田は、農用地区域での整備率が高い状況であるが、地形の制約上、30 a 未満の区画となっている。畑地は、各種事業の導入により整備を行っているが、山間に散在する土地が多く、さらなる整備が困難な状況である。

中心経営体を育成するうえで基盤整備は重要であり、農道整備や用排水改良、暗渠排水等の整備を進める必要がある。また、畑地は本地域の立地条件では連担的なほ場整備は困難なため、当面は既存農地に集約した施設整備を進め、野菜・花き等の振興を図る。

### ⑦ 川崎地域

- ・令和 5 年度採択 畑の沢地区 7 ha

千厩川流域の薄衣地区及び巻地区の基盤整備事業が完了し、担い手への利用集積を推進し

ているが、今後も効率的な営農が行われるよう、法人化を推進し体質強化を図る。

また、砂鉄川流域の門崎地区の基盤整備事業が完了し、母体となる農地所有適格法人が先導して利用集積を進めているが、他業種と連携した6次産業化を促進する等、安定的な経営が図られるよう支援する。

中山間地域は、小区画・不整形の農地が多く水田整備率が低い。今後、地形にあわせた基盤整備を進めるとともに、法人化によって体質強化を図り利用集積を進める必要があるほか、暗渠排水整備を推進し、乾田化により麦・大豆等の収量拡大や多様な作物への転換等の汎用化を図る。

#### ⑧ 藤沢地域

- ・平成30年度採択 曲田地区 22ha
- ・令和4年度採択 北方地区 70ha
- ・令和6年度採択予定 増沢地区 24ha

本地域は、農業生産の条件不利地域が多く占めていたため、農業生産基盤の整備を重要課題として位置づけ、国営農地開発事業、県営かんがい排水事業や県営畑地帯総合整備事業を積極的に導入し、農業生産条件の整備を行ってきた。

基盤整備は、水田のほ場整備が進んでいるものの、ほとんどが30a未満の区画となっており、現在1haの区画は、黄海地区79ha及び徳田地区11haの状況である。

大型プロジェクト事業の県営畑地帯総合整備事業は平成27年度に完了しているが、今後も農家の意向を踏まえ、特に農業生産の条件不利となっている地区において、基盤整備の促進を図る。

草地基盤整備事業は、次のとおり計画している。

#### ① 一関第二地区

- ・令和6年度採択予定 一関第二地区 32ha

本地区は、一関市全域を範囲としている。

中山間の牧草地の多くは不整形で傾斜地にあり、収穫調整作業の作業効率が低い原因となっており、市内にある乳用牛育成のための公共牧場は、放牧頭数の減少から利用方法の見直しが必要であり、採草地として再整備が必要となってきたほか、草地の経年劣化等による生産性低下が課題となっている。

そのため、担い手農家及び公共牧場の草地基盤の整備を実施し、畜産主産地としての再構築を推進する。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
基盤整備	区画整理	滝沢	55	1	農地整備事業
	区画整理	小猪岡	97	2	
	区画整理	清田	66	3	
	区画整理	西黒沢	85	4	
	区画整理	笹谷	19	5	
	区画整理	仏坂	26	6	
	区画整理	下大桑	79	7	
	区画整理	曲田	22	8	
	区画整理	巖美・滝原ひがし	26	9	
	区画整理	川台	55	10	
	区画整理	上奥玉	49	11	
	区画整理	富沢	87	12	
	区画整理	新山南	72	13	
	区画整理	畑の沢	7	14	
	区画整理	小梨	214	15	
	区画整理	北方	70	16	
	区画整理	上折壁	45	17	
	区画整理	興田	97	18	
	区画整理	増沢	24	19	
	区画整理	市野々	162	20	
	区画整理	霞沢	37	21	
草地造成・草地整備	一関第二	32	—	草地畜産基盤整備事業	

資料：令和4年度一関市農業農村整備事業管理計画（市農地林務課）

草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業（市農政課畜産園芸係）

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、林家のほとんどが農業を兼ねており、また林地が細分化しているため、零細な林業経営体が多い状況である。

林業経営における収益性の向上を図るため、森林経営計画の策定による施業の集約化を推進するほか、里山林及び周辺農地の保全整備により獣害による農業被害の抑制を図るなど、農業経営と一体となった改善を行うことが必要である。

また、林道や作業道等の道路網の整備は、木材等の搬出に利用するだけでなく、地域産業の振興と山村社会の活性化に大きな役割を担っている。

このため、市道や農道と有機的に結合し、林道や作業道等と一体となった効率的な道路網の整備を進め、農林業の生産性の向上、労働条件の改善や生活環境の整備を図る。

#### 4 他事業との関連

##### ① 一関遊水地事業

一関遊水地 1,450 ha は、第 1 遊水地 820ha（本市・平泉町）、第 2 遊水地 470ha（平泉町）、第 3 遊水地 160ha（本市）で構成されており、洪水調節、市街地等の水害防除、農用地としての高度利用を目的としている。県営経営体育成基盤整備事業は、平成 8 年度から第 3 地区、第 2 地区、第 1 地区の順に実施され、平成 27 年度に全て完了した。現在、農事組合法人や担い手への利用集積が進み、今後は一層効率的かつ安定的な農業経営が期待される。

## 第4 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

#### (1) 災害からの農地保全

本市の災害は、大雨による洪水、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年3月11日の東日本大震災等、甚大な被害が発生しているほか、近年は局地的豪雨による災害が多くなっている。

一関遊水地事業については、本市の洪水防止に大きな効果を示すものであり、本堤（周囲堤）及び小堤等の完成により、農用地及び土地改良施設等の保全を図る。

#### (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止

① 都市化の進展や社会環境の変化による水質の悪化等、農地への悪影響がみられる地域は、農業用水の汚濁防止や用水路と排水路の分離等を図り、良好な農地を保全する。

② 農用地、水路、農道等の保全管理に取り組む地域の共同活動に対しては、国の「多面的機能支払交付金」を活用し、地域資源の適切な保全管理を図る。

③ 農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う集落等に対しては、国の「中山間地域等直接支払交付金」を活用し、農地の保全及び耕作放棄地の拡大防止を図る。

④ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とあわせ、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者組織等に対しては、国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、農業の有する多面的機能の発揮を図る。

#### (3) 土地改良施設の維持管理

土地改良事業の進展に伴い、造成施設のストックが増大するとともに施設の大規模化、高度化や利用の広範化が進み、土地改良施設の適正な維持管理が困難になりつつある。

このため、施設の管理技術の向上、管理体制の強化、住民活動と一体となった保全活動の促進等、今後とも土地改良施設の適正な維持管理に努める。

## 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益範囲 (ha)		
ため池整備 水路整備	ため池浚渫 1ヶ所	須釜	100	22	ため池整備事業
	ため池堤体 1ヶ所	猫ノ沢	100	23	
	ため池堤体 1ヶ所	大又	37	24	
	ため池 1ヶ所	油井名沢	20	25	
水路整備	用水路工 9,037m	北照井堰	673	26	用排水施設等整備 事業
	用水路工 500m	真打堰水路	82	27	
	用排水路 11.6km サイフォン 1.1km	大江堰	215	28	
	用水路工 0.1km	須川4号線 用水路	111	29	
	用水路工 1.8km	須川2号線 用水路	50	30	
	用水路工 1.7km	須川3号線 用水路	133	31	
	用水路工 0.4km	新堰用水路	12	32	
農道整備	農道 2,983m	上新田一ノ沢	111	33	農道整備事業
集落排水	集排処理施設 1式	日形		34	農業集落排水事業
	集排処理施設 1式	興田		35	
	集排処理施設 1式	猿沢		36	
	集排処理施設 1式	二日町		37	
水利施設	機械設備 1式	須川第3 揚水機場	113	38	水利施設整備事業
	減圧水槽 5ヶ所	藤崎減圧水槽	325	39	
	電動機 2ヶ所 附帯設備 1式	藤崎揚水機場	1,003	40	
	附帯施設 1式	薄衣揚水機場	102	41	
	頭首工 1ヶ所 附帯設備 1式	大ノ切頭首工	1,038 733	42	
	揚水機 1式 附帯設備 1式	須川第2 揚水機場	182	43	
水利施設	排水機 1式	石崎排水機場	588	44	水利施設整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益範囲 (ha)		
	揚水機 1ヶ所 附帯設備 1式 用水路工一式	藤崎用水路	636	45	
	ゲート補修一式	大又	23	46	
	電気設備一式	須川第2 揚水機場	182	47	
	電気設備一式	須川第3 揚水機場	113	48	
	電気設備一式	須川第4 揚水機場	111	49	
	排水機場一式	日形排水機場	111	50	
	揚水機場一式	舞川揚水機場	149	51	
	排水機場一式	内之目 排水機場	90	52	
	揚水機場一式	一関統合 揚水機場	149	53	
	排水機場一式	夏川排水機場	332	54	
	揚水機場一式	相川揚水機場	338	55	
	揚水機場4ヶ所	門崎	67	56	
	揚水機場14ヶ所	夏川揚水機場	542	57	
	加圧機場一式	吉高加圧機場	393	58	

資料：令和4年度一関市農業農村整備事業管理計画（市農地林務課）

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 災害からの農地保全

##### ① 一関遊水地事業

洪水調節、市街地等の水害防止、農用地としての高度利用

#### (2) 農地保全と耕作放棄地の拡大防止

##### ① 国の交付金の活用

多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、集落等と連携しながら多面的機能の維持・発揮のため農地保全と耕作放棄の拡大防止を図る。

##### ② 世界かんがい施設遺産の認定

平成 26 年に国際かんがい排水委員会が創設した「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するため、歴史的なかんがい施設を登録・表彰する制度であり、令和 4 年 10 月末現在、世界 17 ヶ国 142 施設（うち日本は 47 施設）が認定されている。

本市と平泉町を流れる照井堰用水は、平安末期の 1180 年頃に開削が始まったと伝わる用水路であり、水路延長は約 64 km で、1,073ha に及ぶ水田へのかんがいや地域の生活用水等の役割を担っており、平成 28 年 11 月に「世界かんがい施設遺産」に認定された。

今後は、施設の持続的な活用や維持管理に関する意識の向上等が期待される。

#### (3) 鳥獣被害の対策

##### ① 農作物の被害軽減

国の鳥獣被害防止特別措置法に基づく「一関市鳥獣被害防止計画」を策定し、平成 22 年 3 月に西磐猟友会及び東磐猟友会を含む関係機関で構成する「一関市鳥獣被害防止対策協議会」を設立し、鳥獣被害対策に取り組んでいる。

この協議会では、国の補助金を活用したクマ、ニホンジカ、イノシシやハクビシン等の各種捕獲わなの購入や集落単位等の広域的な電気柵等の設置に取り組んでおり、捕獲と防除の両面から農作物の被害軽減を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源かん養、集落や農地への土砂災害の防止等、公益的機能を有していることから、間伐等の森林整備に対して支援し、環境の保全に努めている。

また、山火事防止では、林野火災の多発する 3 月 1 日から 5 月 31 日までを山火事防止月間とし、関係機関・団体が連携して予防運動を実施しているほか、広報紙による普及啓発等により防止に努めている。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、令和4年2月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業が魅力とやりがいのある産業となるよう、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が、当面目指すべき農業経営の指標を定めている。

具体的には、本市及び周辺市町村の優良な経営事例を踏まえつつ、本市の他産業従事者並みの年間総労働時間及び年間農業所得を確保できるよう、効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担うよう、農業構造の確立を図る。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の確保・育成を図る。

#### ① 個別経営体（1戸1法人を含む）

目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得がおおむね570万円を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得はおおむね420万円）とした。

また、労働時間は主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

#### ② 集落型の農業法人（集落営農組織を含む）

主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。主たる従事者が、①で掲げる他産業従事者並みの労働時間（年間2,000時間）で、本市の他産業従事者と遜色ない年間所得（おおむね420万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとした。

#### ③ 新たに農業経営を行う青年等

生産技術・経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が、就業後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営とした。

農業経営の指標

区分	営農類型	経営規模（目標規模）及び 作目構成		経営体数 (令和7年度)	集積目標 (令和12年度)
個別 経営 体	水稲 +小麦	15.0ha 8.0ha	水稲 小麦	①新規就農 者数 24人/年  ②認定農業 者新規認定 者数 24人/年	おおむね 85%
	水稲（作業受託含） +小麦	3.0ha 15.0ha 10.0ha	水稲 作業受託（水稲基幹3作業） 小麦		
	水稲 +飼料用米	15.0ha 9.0ha	水稲 飼料用米（直播栽培）		
	水稲 +WCS	15.0ha 9.0ha	水稲 WCS（直播栽培）		
	水稲（作業受託含） +小麦 +野菜	14.0ha 2.0ha 5.0ha 0.1ha	水稲 作業受託（水稲基幹3作業） 小麦 いちご		
	水稲（作業受託含） +野菜	13.0ha 3.0ha 0.2ha	水稲 作業受託（水稲基幹3作業） なす		
	野菜専作	0.5ha	トマト		
	野菜専作	0.55ha	きゅうり		
	野菜専作	0.6ha	ピーマン		
	花き専作	0.9ha 0.1ha	りんどう トルコキキョウ		
	花き専作	2.0ha	小ぎく		
	果樹専作	2.0ha	りんご		
	工芸作物専作	2.4ha	葉たばこ		
	酪農専作	42頭 3.0ha 16.0ha	経産牛 飼料作物 草地		
	肉用牛（一貫）	24頭 64頭 5.5ha	黒毛和種（繁殖） 黒毛和種（肥育） 草地		
	肉用牛（繁殖） +水稲	25頭 3.1ha 3.6ha	黒毛和種 水稲 草地		
	肉用牛（肥育） +飼料用米	100頭 3.5ha 13.0ha	黒毛和種 草地 飼料用米		
	養豚専作	100頭	繁殖雌豚		
肉用鶏専作	20,000羽	肉用鶏			

区分	営農類型	経営規模（目標規模）及び 作目構成		経営体数 (令和7年度)	集積目標 (令和12年度)
集 落 型 の 農 業 法 人	水稲 +小麦 主たる従事者2人	26.0ha 14.0ha	水稲 小麦	同上	同上
	水稲 +大豆 主たる従事者2人	26.0ha 14.0ha	水稲 大豆		
	水稲 +りんどう 主たる従事者2人	26.0ha 2.0ha	水稲 りんどう		
新 た に 農 業 経 営 を 行 う 青 年 等	野菜専作	0.2ha	きゅうり（ハウス）		
	野菜専作	0.2ha	きゅうり（露地栽培）		
	野菜専作	0.2ha	トマト		
	野菜専作	0.12ha	ミニトマト		
	野菜専作	0.2ha	ピーマン		
	野菜専作	0.3ha	なす（露地栽培）		
	野菜専作	0.4ha	ほうれんそう		
	椎茸専作	28,000玉	生しいたけ		
	花き専作	0.5ha	小ぎく		
	花き専作	0.38ha	りんどう		

※ 令和3年度末時点の認定農業者数は764経営体である。経営体数の目標は、一関市総合計画後期基本計画において、①新規就農者数（人/年）、②認定農業者新規認定者数（人/年）としている。

※ 集積目標は、令和4年2月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における農用地利用面積のシェアの目標である。

この場合、基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとする。

なお基幹的農作業とは、水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、播種、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

- ① 農業経営の改善を意欲的に進めようとする認定農業者等に対し、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を、総合的かつ重点的に講じる。
- ② 個別経営体が不足する地域においては、特定農業団体や特定農業法人等、経営体としての実態を有する集落営農組織及び農作業の受託等を専門的に行うサービス事業体を育成するほか、地域の実情に応じ、農業協同組合等が行う農作業受託事業を促進する。
- ③ 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農用地や、機械等の生産基盤の確保等、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。
- ④ 集落営農組織への農用地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営体の活動を阻害することがないように、個別経営体と集落営農組織との利用調整を十分行い、それぞれの農業経営が面的にまとまるよう配慮する。
- ⑤ ほ場整備事業による大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整活動を通じ、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農地利用の集団化を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域での話し合いによる地域計画の策定

担い手への農地集積方針をまとめた地域農業経営基盤強化促進計画を土台に、農地の適切な利用と担い手への農地集約方針などを明確化していくため、地域での話し合いを行い、地域計画を策定する。

(2) 農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化

農業経営の規模の拡大及び農用地の集積・集約化等を促進するため、岩手県農業公社（農地中間管理機構）から業務を受託し、農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

(3) 集落営農組織の設立及び法人化に向けた支援

地域農業の中心となる経営体の育成・確保のため、一関地方農林業振興協議会を中心として、集落営農の組織化及び法人化への支援を行う。

① 集落営農組織の設立及び法人化に係る定例相談窓口の開設

市、県及び農業協同組合の関係機関・団体と連携し、法人化等を検討している組織が相談できる窓口を毎月1回開設し、課題解決に向けた話し合いを定期的に行う。

② 集落営農推進研修会の開催

講義や経営計画の検討等、各組織の発展段階に応じたきめ細かい支援を通じて、集落営農の取組を推進する。

#### (4) 認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成・確保

認定農業者数は、農業従事者の高齢化や農業経営の法人化等により減少しており、認定新規就農者等の担い手の育成・確保が課題となっている。

このため、農業経営指導員 8 名を市内の各地域に配置し、次の支援を行っている。

- ① 認定農業者、認定新規就農者等への巡回による経営指導
- ② 経営改善計画及び青年等就農計画の到達度把握及び実践支援
- ③ 経営改善計画及び青年等就農計画の作成支援
- ④ 家族経営協定の締結支援
- ⑤ 農業経営改善に関する情報の収集及び提供

また、市が事務局を担っている一関市認定農業者の会において各種研修会を開催し、経営管理能力の向上を推進している。

#### (5) 農業者の経営管理能力の向上支援

農業者に求められる経営管理能力の向上のため、パソコン農業簿記の普及・推進を図り、経営基盤の確立に資することを目的として、市内の農業者を対象に講習会を開催している。

国の収入保険制度について、青色申告が加入要件となることから、受講者の増加に取り組む。

- ① 初級コース 複式簿記の基礎講義と農業簿記ソフトによる基本操作の講習
- ② 中級コース 農業簿記ソフトの利用者を対象とした伝票処理による青色申告決算書の作成に向けた操作の習熟

また、一関地方農林業振興協議会において各種研修会を開催し、地域農業を担うと期待される農業者等を対象として、経営改善に向けた経営計画の作成及び経営管理手法の習得を支援している。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の農業者は、森林を所有しているものが多いが、零細な所有形態となっている。

一体的な作業道の整備や間伐の実施など施業の集約化による経営の合理化を図るため、森林の団地化や施業の共同化を推進する。

## 第6 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、個々の経営体による農作業が中心で、戸別に農業用機械等を所有する高コスト体質が課題となっており、集落営農の組織化等、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

現在、農地中間管理事業等の活用や農作業の受委託により、中心経営体への集積・集約化に取り組むとともに、集落営農組織の法人化等を支援し、農作業の効率化を図るため、作付地の集団化や農業用機械の共同化を推進している。

また、地域計画等に位置づけられた中心経営体等が、農業経営の規模の拡大や農作業の効率化のために農業用機械や生産施設の整備等を行う場合、「地域農業計画実践支援事業」や「経営体育成支援事業」等を活用し支援を行っている。

#### 【各地域の取組】

##### ① 一関地域

水稻部門は、近代化施設の整備が行われており、カントリーエレベーターやライスセンター、米集出荷施設等の大型共同利用施設を活用し、安全で安心な良質米生産を図っている。特に一関遊水地内は、水稻等の大規模経営が中心であり、共同利用施設の効率的な活用を推進する。

畜産は、飼料自給率の向上と効率的な粗飼料生産を図るため、飼料作物生産利用機械等の導入を推進する。

##### ② 花泉地域

昭和40年代に構造改善事業、野菜指定産地整備対策事業や新しいわて農業確立対策事業等を導入し、ライスセンター、野菜集出荷施設やパイプハウス等の近代化施設を整備している。

また近年は、農産物直売食材供給施設の整備等により、農業生産の振興と低コスト化等を図っている。

本地域は優良な農地に恵まれており、今後も優良な農産物を作り出し、農業・農家の発展を図るためには、既存施設の効率的な利用を推進するとともに、将来にわたって効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指すため、引き続き農業生産の振興と低コスト化等に向けた近代化施設の整備を図る。

##### ③ 大東地域

農地や労働力等の地域資源を活用するシステム構築のため、専業農家をはじめ兼業農家等、それぞれの営農志向を十分に配慮した、効率の高い地域ぐるみ農業が求められている。

その地域ぐるみ農業を推進し、農業経営の安定と農業所得の向上に資するため、営農集団や生産組織等を中心とした、計画的な生産流通施設や生産管理施設・農業用機械等の整備を図るとともに、多様化する米販売に対応するための保管施設の整備を図る。

また、野菜集出荷施設に導入されている選果機は、消費者ニーズに応えるため、高性能の機種に更新し、効率的な利用とともに野菜・果樹の有利販売を図る。

畜産は、粗飼料の低コスト化等に向けた施設・機械の整備を図る。

#### ④ 千厩地域

大規模で生産性の高い経営体の育成が志向され、法人化や集落営農組織等の取組が推進されていることから、営農立地条件や農業経営の目標を考慮しながら適正規模の機械化の体系を確立するとともに、稲作を中心に地域の実情に応じた畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせ、農業経営の安定と農村生活の向上を図る。

また、経営規模の拡大が顕著な小ぎく等の花きやトマトは、生産管理機械の導入による省力化や生産の拡大を推進する。

畜産は、耕種農家と連携し資源循環型農業を推進するため、施設・機械の整備や低コスト化等を図る。

#### ⑤ 東山地域

専業農家とともに第1種兼業農家の育成が志向されていることから、営農立地条件や農業経営の目標を考慮しながら適正規模の機械化の体系を確立するとともに、既存施設の効率的な利用を図りながら、農業生産の振興と低コスト化等に向けた地域ぐるみ農業を推進する。

野菜・花きは、生産の拡大に必要な施設・機械等の計画的な導入を図る。

畜産は、丘陵地を活用した粗飼料の低コスト生産を図る。

#### ⑥ 室根地域

水稲・園芸作物と畜産を組み合わせた複合経営を基本に、地域ぐるみ農業を推進し、低コスト化・省力化に向けた施設の整備のほか、機械は共同化への移行を推進する。

園芸作物は、地域ぐるみ農業の支援施設として、ハウス等の生産施設の設置や省力化のため管理用機械の整備を図る。

畜産は、粗飼料の低コスト化等に向けた施設・機械を整備するとともに、経営規模の拡大を志向する経営体に対し、規模に応じた生産施設・管理用機械等の導入を図る。

#### ⑦ 川崎地域

現在、農地中間管理事業等を活用した農地の取得や借入れ、農作業の受託により、中心経営体への集積・集約化を推進している。

今後、基盤整備事業等を契機に農地所有適格法人等の設立による組織化を進めるとともに、農用地の利用改善を図り、農地の集団化や農作業の効率化を推進する。

また、戸別所有の農業用機械や既存の共同利用施設の再編を進め、経営規模の拡大を志向する経営体に対し、効率的な営農を行うための規模に応じた生産施設・管理用機械等の導入を図る。

#### ⑧ 藤沢地域

地域の農業経営を支援するため、ライスセンター、有機肥料センターや麦・大豆乾燥施設等の基幹施設を経営振興施策として整備するとともに、個々の農業経営で整備すべき施設・機械等は国・県の補助事業の導入により、適正かつ計画的な整備を推進してきた。

これまでの経過から、効率的かつ安定的な農業経営の実現に必要な施設は、一定の水準で地域の農業経営に整備・配置されている状況であるため、今後の整備は現有施設の有効活用を基本とし、必要性が高いものから整備する。

また、施設設備の老朽化による修繕等に備え、長期整備計画により更新を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

地域農業計画等の実現に向け、中心経営体の育成・確保を図るため、地域農業計画実践支援事業等を活用し、中心経営体が行う生産施設等の整備を支援する。

具体的な整備計画が決定していないため、掲載なし。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の生産性向上や労働力の軽減を図るうえで、高性能林業機械等の導入が不可欠である。

しかし、高価な高性能林業機械等の導入にあたっては、森林所有規模が零細であるため、計画的な事業量が確保できるよう、森林経営計画の策定等、施業の集約化を推進する必要がある。

## 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、担い手不足により、新規就農者等の担い手の育成・確保が課題となっている。

このため、農業が魅力ある職業として選択され、意欲を持ちながら取り組むことができるよう、新規就農者の受入れ体制の整備を図るほか、経営感覚に優れた担い手や女性農業者の育成を目的に関係機関・団体と連携した研修等を行う。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

新たな整備計画なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、農林行政の浸透及び市政運営の円滑を図るため、農家組合の区域に農政推進員を委嘱（令和4年度：463名）し、農林行政の推進役として、農林行政施策の周知及び実施その他連絡等の活動にあたっている。

また、新規就農者等の担い手の育成・確保を推進するため、次の支援を行っている。

- ① 新規就農ワンストップ相談窓口（一関地方農林業振興協議会として実施）  
就農希望者に対し、関係機関・団体と連携した就農相談を毎月1回程度行う。
- ② 新規学卒者等就農促進支援事業（いわて平泉農業協同組合に業務委託）  
研修を開始する日の年齢が49歳以下の市内の就農希望者に対し、雇用形態による栽培研修や座学研修を行う。
- ③ 経営開始資金  
最長3年間、年最大150万円を交付し、新規就農者の経営の安定化を支援する。  
また、一関地方農林業振興協議会を中心に構成するサポートチームにおいて、現地調査や面談を行い、交付対象者の各課題の相談に応じる。
- ④ 新規就農トータルサポートシステム（一関地方農林業振興協議会として実施）  
①から③までのほか、「雇用就農資金」を組みあわせながら、研修から就農までを支援する。
- ⑤ いわてアグリフロンティアスクール受講助成  
経営革新や地域農業の確立に取り組む先進的な農業者の育成を図るため、市内の農業者が岩手大学で受講する場合に要する経費を助成する。
- ⑥ 農業を学ぶ高校生への出前講座  
農業を学ぶ高校生に対し、地域をけん引する農業者等を講師とした出前講座を開催し、今後の就農に向けた人材育成を図る。
- ⑦ 農村定住支援  
市内の農村地域に定住し就農しようとする者に対し、移住コーディネーターと連携して次の支援を行う。
  - ア 農村地域の空き家及びこれに附帯する農地に関する情報の収集及び整理
  - イ 農村定住希望者及び新規就農希望者に対する相談及び助言

- ウ 空き家等の所有者等のほか、受入集落の関係者及び外部支援機関等との連絡調整
- エ 定住・交流イベントにおける広報活動
- オ その他、農村での定住・就農に関連する活動

⑧ 女性農業者への支援

農業の担い手として女性の活躍がますます期待されていることから、女性の新規就農者や、農業者に対し、関係機関・団体と連携し次の支援を行う。

- ア 家族間での役割分担を明確化する家族経営協定の推進
- イ 女性農業者の出産や育児のために農作業に従事できない期間の労働力に対する補助
- ウ 一関地方農林業振興協議会が実施する「女性農業者研修会」の開催
- エ 若手女性農業者のネットワークの構築

⑨ 定年帰農・定年後就農、半農半Xなど多様な就農形態への支援

一関地方農林業振興協議会が中心となり、個別の相談に応じながら支援を行う。

⑩ 一関市農業技術開発センターの運用

科学的な根拠に基づいた健全な土づくりを基本とし、環境を重視した持続的な農業の実践や、地場農林畜産物の付加価値の向上に向けた各種技術や情報の提供を行うため、農業生産技術の拠点施設を2ヶ所（南部・北部）に設置している。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林所有者は、農業に従事している者が多い。冬季など農閑期における収入源として所有林や地域の森林において間伐により収入を確保できるような自伐型林業者等の育成に取り組む。

また、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって、農業との複合経営をしていた原木しいたけ生産は甚大な被害を受けているが、再生産に取り組んだ生産者の一部解除が進んできており、引き続き産地再生に向けた新規生産者への支援対策に取り組む。

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、いわて農業経営相談センター等との連携や農地中間管理事業による農地の賃借等により、地域農業経営基盤強化促進計画に位置付けられた中心経営体等やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図る。

農業者等が行う6次産業化は、地域の農畜産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスの創出となり、地域産業の活性化を図ることが期待されることから、農商工連携により支援する。

また、平成31年1月に開始した国の収入保険制度については、農業者の収入減少を補てんするものであるが、青色申告が加入要件となるため、制度の周知とともにパソコン農業簿記講習会の開催や収入保険制度の加入者へ助成するなど、農業経営管理能力の向上を支援する。

そのほか、小規模の兼業農家等の所得確保や定住維持のため、安定した他産業への就業機会の確保に努める。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営の改善を意欲的に進めようとする認定農業者等に対し、農用地の集積・集約化、先進的技術の導入等による生産方式の合理化、経営改善方策の提示等による経営管理の高度化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を、総合的かつ重点的に講ずる。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農用地や、機械等の生産基盤の確保等、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。

農業法人における農業生産の拡大と新規就農者（雇用就農者）を確保するため、農業法人の雇用を支援する。

また、企業立地の条件整備を図り、企業誘致を促進するとともに、小規模の兼業農家等の就労ニーズに応える環境づくりを目指す。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林所有者は、農業に従事している者が多いが、10ha未満の小規模な林家が多い状況である。また、林業就業者数の減少や高齢化が進んでいる。

このため、関係機関との協力の下、林業収入の向上につながる施業の集約化や森林経営に関する知識習得のための機会創出や、林業事業者に対し、就労条件の改善や社会保障制度の充実、労働安全衛生の確保等を促進することにより、担い手の育成・確保を図る。

## 第9 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村は、農業生産の場であるとともに生活の場であるため、地域の住民が魅力をもって定住できるよう、自然との共生や環境への負担軽減等により農村景観の保全を図りながら、快適で安らぎのある生活環境の整備に取り組む。

一方、地域の特色を活かした農林業体験の受入れによる体験型観光や半農半Xなど多様な農林業への関わりを創出し、交流人口の拡大による農村の活性化を図る必要がある。

### 2 生活環境施設整備計画

#### (1) 生活環境施設の整備

##### ① 農村公園の設置

農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、一関市農村公園条例に基づき、農村公園を19か所に設置している。

##### ② 農村女性の家の設置

地域の農産物を利用した農産物加工等、農村の女性等が農業技術・加工技術を互いに学び、地域の豊かな食生活の創造と継承を図るとともに、世代を超えた農業者同士・消費者との交流や農業生産活動の活発化を図るため、農村女性の家を設置している。

#### (2) 農村との交流の促進

##### ① 「食と農の景勝地」の認定

平成28年4月に国が創設した「食と農の景勝地」は、インバウンド（外国人訪問客）需要を農山漁村に取り込み、地域の活性化につなげるため、地域の「食」と「農林水産業」、「景観」等の地域資源を活用して外国人を誘客する取組を農林水産大臣が認定し、農林水産省が支援する制度であり、平成28年11月に「一関市・平泉町」（実行組織：一関もち食推進会議）が、「日本のもち食文化と黄金の国の原風景」として、第1弾の認定地域として選定されている。

現在は「全国もちフェスティバル」等のイベントの開催に取り組んでおり、お土産や飲食メニューの開発、もち食提供体制の強化等を目指している。

##### ② 産地直売活動への支援

産地直売活動は、農村地域の活性化に資する取組であり、関係機関と連携し、産地直売団体間における情報交換の場の設定、農産物加工等の6次産業化を促進する勉強会や相談会を開催する等の支援を行う。

##### ③ ニューツーリズムの推進

平成23年3月に設立した「いちのせきニューツーリズム協議会」は、一関地方の地域資源を活かした教育旅行や着地型観光により交流人口を拡大し、地域の活性化と地域社会の維持発展の実現を図ることを目指している。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、教育旅行の受入れや受入れ農家は減少傾向とな

っており、行政と世界遺産平泉・一関DMOなどの関係団体と連携し、農林業体験メニューの充実と幅の広いニューツーリズム事業を展開していく。

#### ④ 地域活動への支援

農業生産活動の維持や農村地域の活性化を図るため、日本型直接支払制度等に取り組む地域での共同活動を支援する。

また、「緑のふるさと協力隊」（NPO法人地球緑化センターから派遣）及び「農村地域づくり活動支援員」（総務省の地域おこし協力隊制度を活用し設置）を招き入れ、農村地域の活性化を図る活動を支援する。

#### ⑤ 農業祭の開催

市内で生産された優良な農畜産物の即売等を行い、生産者と消費者の交流を通じて生産者の意識向上と消費者の地場産品に対する理解を深めるため、関係機関・団体と連携し農業祭を開催する。

#### ⑥ 地産地消と食育

市内の学校給食センターで使用する食材について、市内産の優先使用を基本とし、各地域の産地直売団体や生産者組織等と連携を図り、学校給食センターごとに安定した供給に取り組んでいる。

また、伝統的な地域の和食文化や郷土料理等、地域色豊かな給食メニューの提供に努めているほか、児童・生徒が地元の生産農家とともに食す交流会を開催し、地域の食文化への理解増進に取り組んでいる。

#### ⑦ 地産外商の促進

一関の農畜産物や物産を市内外にPRし購買につなげるため、首都圏を中心としたイベント等の開催や、生産者のマーケティング力の向上を図る各種セミナー、生産者とバイヤーのマッチングを図る商談会の開催など、認知度アップに向けた取組を展開する。

### (3) 美しい農村景観の保全

#### ① 自然観光資源と地域に伝わる風習

本市は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として拡張登録を目指している国史跡骨寺村荘園遺跡があるほか、磐井川の中流域には溪谷美を誇る名勝・天然記念物巖美溪、調査研究を進めている骨寺村荘園遺跡をはじめ、名勝・天然記念物巖美溪や日本百景貌鼻溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ名勝・日本百景貌鼻溪があり、特にも巖美溪から栗駒山（須川岳）に向かう国道342号沿いには一関温泉郷として多くの温泉が点在しており、多彩な観光資源を有している。また、古くから伝承されてきた行事や南部神楽をはじめとする民俗芸能が数多く残っていると同時に、奇祭として知られる一関市・大東大原水かけ祭り（県指定無形民俗文化財「大原水かけ祭」）や室根神社特別大祭（国指定重要無形民俗文化財「室根神社祭のまつり」）など各地域で独特な祭りが開かれるなど、本市を情報発信するうえで重要な資源であり、地域活性化を図るうえで欠かすことのできない重要な要素の一つである。

こうした優れた資源や風習を維持しながら、生活環境の整備を図り、美しい農村景観の保全に取り組む。

## ② 世界農業遺産認定への取組

本市の舞川地区を含む「束稲山麓地域」は、たび重なる洪水害や干ばつ等の自然災害に適応しながら、山麓地の暮らしと営農に必要なため池や森林の共同管理を行うとともに、山麓地と低平地の両方に農地を所有し、地域一体となった立体的な土地利用や水源管理等の取組により、自然災害のリスク分散を図る独自の農林業システムが構築されており、束稲山麓地域世界農業遺産認定推進協議会において、この農林業システムを世界農業遺産に認定申請することを目指し、取組を推進している。

審査の結果、令和5年1月に「日本農業遺産」に認定されたことから、日本農業遺産としての保存や束稲山麓地域の農林業の活性化を図る。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

### (1) 生活環境の整備

本市は、栗駒国定公園をはじめ、多くの豊かな自然に恵まれており、一関地域の真湯温泉センター、大東地域のアストロ・ロマン大東、また市街地に近い蘭梅山ほか数か所で生活環境保全林を設置する等、生活環境の整備に積極的に取り組んでいる。

### (2) 一関市バイオマス産業都市構想

本市は、平成28年10月に国から「バイオマス産業都市」として認定されている。

平成26年度から実施している「資源・エネルギー循環型まちづくり」の一環として、森林資源からの木材や家畜排泄物等、生物由来のバイオマスを活用し、資源とエネルギーが地域内で循環する豊かなまちづくりを目指している。

#### 【目指すべき将来像】

- エネルギーとそれを生み出す費用が地域内で循環し、地域全体が潤うまち
- 全ての地域住民が恩恵を受ける仕組みを構築し、地域の新たな産業としてバイオマスの利用が定着するまち
- 放射性物質の課題を克服し、エネルギーを供給できるまち
- 近隣の市町との共生による、災害に強くエネルギーを自給できるまち
- 地域のバイオマスを活用する担い手を育成し、持続可能な地域社会を次世代につなぐまち

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

本市では、一関市地域防災計画に基づき、防災対策の推進や防災体制づくりに取り組んでいる。過去の災害は、大雨による洪水、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年3月11日の東日本大震災等、甚大な被害が発生しており、近年は、局地的豪雨による災害が多くなっている。

山火事防止については、林野火災の多発する3月1日から5月31日までを山火事防止月間とし、関係機関・団体が連携して予防運動を実施しているほか、広報紙による普及啓発等により防止に努める。

治山関係については、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険な箇所は、防災効果を勘案して対策事業を推進する。

## 第 1 0 附図

別添

- 1 土地利用計画図 (附図 1 号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (附図 3 号)